

労働者派遣事業に関わる情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に基づき下記事業所における労働者派遣事業の状況を公開致します。(状況は以下の通りです。)

- 1. 事業所の名称：株式会社日立ケーイーシステムズ 本社
- 2. 事業所の住所：千葉県習志野市東習志野 七丁目1番1号
- 3. 対象期間：2023年4月1日 ～ 2024年3月31日

No.	情報提供項目	内 容
1	派遣労働者の数	15名
2	派遣労働者の役務の提供を受けた者の数(派遣先数)	11件
3	労働者派遣に関する料金の額の平均額(1日8時間あたりの額)	44,828円
4	派遣労働者の賃金の額の平均額(1日8時間あたりの額)	26,651円
5	マージン率	40.5%
6	教育訓練に関する事項 採用時・導入教育【新卒】 ・採用時(入社前)：講義動画で学ぶ「コンピュータシステムの基礎」(Web教育、教材付) ・導入教育：(基礎教育)会社の規則・諸制度、CSR、コンプライアンス、知的財産、個人情報、原価管理、ビジネスマナー、文章力養成、キャリア形成、プレゼンテーション、タイムマネジメント、チームワーク (技術教育)コンピュータシステムの基礎(データベース、通信ネットワークシステム、情報セキュリティ、情報システムの開発)、プログラム言語(C, JAVA)、アルゴリズム設計、オブジェクト指向 4か年育成計画に基づいた教育(入社～4年次)及び全従業員を対象とした教育 ・技術教育：ロボットで学ぶ組み込みシステム設計実装技術【新卒のみ】、日立グループ内外の各種技術教育、技術eラーニング研修、他外部研修、プロジェクトマネジメント、品質・信頼性 ・OJT：個人別育成計画に基づくOJT、部門内教育 ・その他教育：階層別教育、社内セミナー(コミュニケーション実践、アサーション、プロジェクト管理基礎、ロジカルシンキング等)、財務、業務遂行スキル等	
7	派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項 キャリア形成のため各種相談したいすべての派遣従業員のために相談窓口を設置 キャリアコンサルティング相談窓口：経営サポート部 総務グループ 面談・相談にあつたては、個人のプライバシーを考慮し、社内規則(個人情報管理規則)に則り個室にて実施	
8	労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別	労使協定
	労使協定の対象となる範囲	派遣先で下記の①～⑥に掲げる業務に従事する従業員 ①システム設計技術者 ②ソフトウェア開発技術者 ③その他の情報処理技術者 ④通信・情報システム営業員 ⑤電気・電子開発技術者 ⑥電気・電子製造技術者
	労使協定の有効期間の終期	2025年3月31日
9	その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項 ＜福利厚生等＞ 厚生年金保険、健康／介護保険、雇用保険、労災保険 有 年次有給休暇、半日有給休暇、リフレッシュ休暇、慶弔休暇、出産休暇、配偶者出産休暇、育児休暇、家族看護休暇、介護休暇、不妊治療休暇 他 日立健康保険組合が契約する保養施設、スポーツ施設の利用 ＜その他＞ 研修制度、資格取得支援制度 他	